

# 麻布大学附属高等学校

## 「いじめ防止対策基本方針」

### — 思いやりのある学校生活を送るために —

この方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、麻布大学附属高等学校（以下「本校」という。）におけるいじめ防止に係る必要な諸事項を定め、もって、いじめを防止していくための必要な対策を講じていくものとする。

#### 1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

##### (1) 本校のいじめに関する基本的な姿勢

いじめは、人間として「絶対に許されない行為」、「見過ごしてはいけない行為」である。この認識を全ての生徒、保護者および教職員が共有する。

いじめの無い学校生活を営むために、本校教職員は、その防止に全力で取り組まなければならない。

また、いじめは学校の内外を問わず、様々な場所や時間に起こりうるものであることを踏まえ、学校、家庭、その他の関係者との連携を密にする。

##### (2) 本校におけるいじめの定義

###### ① いじめとは…

- (ア) 「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- (イ) 「同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に、他方に対して精神的・身体的苦痛を与えること」とする。

###### ② いじめの種類とその犯罪性の認識

- (ア) 身体的いじめ - なぐる、たたく、蹴る、つきとばすなどの暴力行為。(暴行・傷害罪)
- (イ) 言葉によるいじめ - 苦痛を感じるからかい、悪口、誹謗中傷行為。(名誉毀損、侮辱罪)
- (ウ) 精神的いじめ - 無視、仲間はずれ、物を取る・隠す、物を壊す行為。(窃盗罪、器物破損)
- (エ) 脅し - 金品のたかり、被害者への口止めなどの行為。(恐喝罪)
- (オ) ネットを介したいじめ - パソコンや携帯電話等による誹謗中傷、書き込み行為。(名誉毀損、侮辱罪)

### (3) いじめの禁止について

- ① いかなる場合にも、何人に対しても絶対にいじめ行為を行ってはならない。
- ② いじめ行為に加担または傍観してはならない。
- ③ いじめ行為を発見した場合、速やかに教職員へ連絡しなくてはならない。
- ④ いじめ行為を行った生徒には、内規により特別指導または懲戒処分を与える。

### (4) 学校および教職員の責務

いじめ行為がなく、全ての生徒が安心して学校生活を営むために、生徒と教職員は信頼関係を築き、保護者との連携を図り、教職員および学園全体でいじめの未然防止と早期発見に努めなければならない。

また、いじめ行為が疑われる場合には、迅速かつ適切に組織的な対応を図り、早期解決・再発防止に努めなければならない。

## 2. いじめの防止等に関する内容

### (1) 未然防止のための取り組み

基本的には、全ての教育活動を通じ、倫理教育、体験活動等の充実を図り、いじめの芽を根絶してゆく。ホームルームや授業等の場において、綿密な観察を心掛ける。

また、外部講師を招聘した各種の講演を企画して、専門性や適時性を備えた情報を提供し、もって生徒への啓発活動とする。

### (2) 早期発見のための取り組み・定期調査

下記のアンケートや教育相談を通じて、生徒と教職員がより深い信頼関係を築き、いじめの予兆を的確に迅速に把握する。教職員は、生徒の様子、友人関係、クラスの雰囲気等の些細な変化に気を配る。

- ① 生徒へのいじめアンケート調査  
(年2回)
- ② 教育相談(個別面談および三者面談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査  
(年2回、その他必要に応じて随時実施)

### (3) インターネットを介したいじめへの対応

- ① 生徒および保護者等から誹謗・中傷等の書き込みの相談があった場合、その内容を速やかに確認する。確認の際は、当該の画面を保存またはプリントアウトする。
- ② 被害生徒のケアを最優先に考え、保護を図る。
- ③ 加害生徒を事情聴取する。まずは、被害の拡大を防ぐために、書き込んだ当人による削除を指示する。また、閲覧した生徒も可能な限り特定し、履歴の削除を呼びかける。
- ④ 犯罪への関与が疑われる内容には、状況に応じて警察へ連絡することもある。
- ④ 加害生徒あるいは部外者を特定できない場合は、サービスを提供する業者に対して、学校が削除依頼を行なう。削除されない場合は、対応を促すために神奈川県警察本部生活安全部少年育成課に連絡する。

#### (4) 生徒による自発的な相談を促す体制の充実

##### ① 学生・生徒相談室

学園のカウンセラー（臨床心理士等）による相談を紹介する。

##### ② 相談員

学内相談員のほか、学外相談員による相談機会を紹介する。

##### ③ メール

生活指導部主任直通のアドレス（[hs.hotline@azabu-u.ac.jp](mailto:hs.hotline@azabu-u.ac.jp)）を紹介する。

##### ④ さがみはら若者サポートステーション（略称「サポステ」）との連携

訪問カウンセリングを依頼する。必要に応じて、関係外部機関との連携を図ることができる。

いずれの相談窓口も、生徒のプライバシーには十分に配慮する。

#### (5) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの予防、あるいは発生した事案への対処措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設定し、年に1回以上の会議を持つ。その他、いじめと疑われる相談や通報があった場合には、臨時的に緊急委員会を開く。

##### ① 構成

教頭を委員長とし、生活指導部長、生活指導部員、学年主任および養護教諭を委員とする。

必要に応じ、校長が第三者委員（スクールカウンセラー、校内相談員、サポステ職員、所轄スクールサポーター等）を任命し、参加させることができる。

##### ② 活動内容

(ア) いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

(イ) いじめに関する相談・通報への対応

(ウ) いじめの判断と情報収集

(エ) いじめ事案への対応検討・決定

(オ) いじめ事案の報告

##### ③ 発生した事案への対応

いじめ防止対策委員会において、いじめであることが確認された事案について、ただちに特別指導委員会を開催し、いじめを行った生徒への特別指導を検討する。

#### (6) いじめ特別調査委員会の設置

「いじめ防止対策委員会」において、「いじめによって生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた、あるいは相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある」と認定された場合は、校長を設置者とする「いじめ特別調査委員会」を設ける。校長は、理事長に報告するとともに、迅速な調査および事実の究明に努め、問題解決のための組織的な取組みを行う。

##### ① 構成

校長を委員長とし、副校長、教頭、分掌部長、生活指導部員、学年主任および養護教諭を委員とする。必要に応じ、校長が第三者委員（専門的知識および経験を有する者、警察および福祉関係者、弁護士、精神科医等）を任命し、参加させることができる。

## ② 活動内容

- (ア) 発生したいじめ事案に関して調査し、実態を究明する。
- (イ) 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒および保護者に対する適切な状況報告を行う。
- (ウ) 理事長に宛て調査結果報告書を作成し、神奈川県知事への報告を行う。
- (エ) いじめを受けた生徒および保護者が希望する場合は、所見をまとめた調査結果の報告を行う。
- (オ) 特別指導委員会を開き、いじめを行った生徒への適切な指導を検討し、その保護者への助言を継続的に行う。
- (カ) 必要と認めるときには、教職員および該当生徒の保護者を交え、関係改善のための対策を講じる。

## 3. その他

### (1) 評価

実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点を学校評価項目に加える。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

(2) 他校生徒へのいじめおよび他校生徒からのいじめについては、他校等の調査組織等と連携して対応する。

(3) 教職員のマニュアルについては、「教職員いじめ防止等対応マニュアル」にて定める。

## 4. 改廃手続

この方針の改廃は、校長が、理事長の承認を得て行うものとする。

(附則)

この方針は、平成26年3月26日に制定し、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この方針は、平成27年5月16日に改正し、同日から施行する。

(附則)

この方針は、平成29年6月22日に改正し、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この方針は、2018（平成30）年12月10日に改正し、同日から適用する。

# 麻布大学附属高等学校（教職員）

## 「いじめ防止等対応マニュアル」

### 1. いじめ防止に関する基本姿勢

#### (1) いじめの無い学校づくり

いじめの防止には、いじめが発生しづらい環境（学級経営・部活動指導等）づくりが必要である。教職員は、あらゆる教育活動を通して、「他人を思いやる心」や「正義を大切にする心」など生徒一人一人に豊かな人間性をはぐくみ、いじめを許さない学習環境づくりに努めなければならない。

また、教職員は日々生徒と向き合う中で、日ごろの様子をつぶさに観察し、一見何気なく見えることでも、普段との違いや変化を見抜く鋭い感性が求められる。

いじめを未然に防止するために、家庭や関係機関と一層連携していくことも重要である。

#### (2) いじめの態様認識

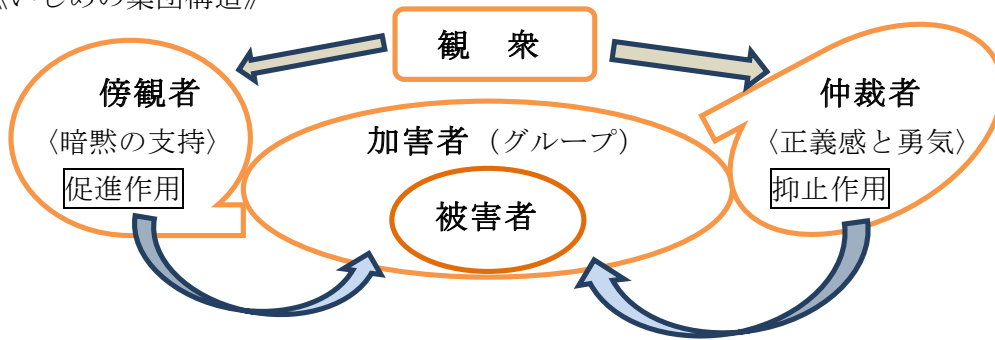
- ①冷やかし、からかい、悪口・脅し文句・・・日常よく目にする行為でもあり、お互いの了解による、「ふざけ」なのか、弱者への一方的ないじめに該当するのか判断が必要。
- ②仲間はずれ、集団による無視・・・ペアリング、グループ分け等（体育授業のチーム分け・修学旅行の部屋割り）の際に注意が必要。
- ③軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・(a)と同様に、「ふざけ」か「いじめ」かの判断が必要。
- ④悪意があり、叩いたり、蹴られたりする・・・暴力行為及び傷害事件に属する悪質ないじめであり、次第にエスカレートし習慣化する。
- ⑤金品をたかられる、所持品を無断使用される・・・窃盗及び恐喝に該当する犯罪である。（最初は小銭を借りて返さない。次第に頻繁になり高額になる）
- ⑥所持品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗及び器物破損に該当する。（勉強道具や靴を隠す、制服や体操着を汚す、自転車をパンクさせる等）
- ⑦パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷、書き込み・・・名誉棄損及び侮辱罪に該当する。

#### (3) 近年の傾向

- ①冷やかしやからかい、軽くぶつかる等は、加害者は「いじめ」と捉えていない場合が多い。
- ②高校生のいじめでは、パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷、書き込み等が急増している。

(4) いじめの構造分析

《いじめの集団構造》



いじめは、「被害者（いじめを受けている生徒）」と「加害者（いじめている生徒）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「傍観者」や見て見ぬふりをする「観衆」もいじめを助長する存在である。しかし勇気ある「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる生徒や傍観者」への抑止力になる。

## 2. いじめ防止の具体的取り組み

(1) いじめの予防

①教職員の基本姿勢

いじめには学級をはじめとした集団の状態が強く影響するため、学級担任の役割は極めて重要であり、教職員自身の言動も含めて、子どもへの接し方を振り返ってみることが大切である。

②落ち着いた学習環境と魅力的な授業

いじめが起りやすい学級は、集団のルールが不明確で、全体の規範意識が低下している傾向にある。学級担任は、学級目標を明確に示し、生徒一人一人に相応した指導を生徒に分かりやすく示すことが大切である。また、学校生活に落ち着きがあり、充実したものになれば、いじめは起りにくい。

③保護者との信頼関係

いじめる側の生徒たちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていない場合が少なくない。積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながらいじめの予防に取り組むことが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめのチェックリスト

①登下校時・HRの観察

- (ア) 欠席・遅刻・早退が目立つ。(理由があいまい)
- (イ) 笑顔がなくうつむいている、表情が冴えない、教職員と視線を合わせようとしない。
- (ウ) 教職員の問いかけに答えようとしない。(何かごまかそうとしている。)

## ②授業中の観察

- (ア) 遅れて教室に入ってくることが多い。
- (イ) 授業開始時、机や机の周りに学用品等が散乱したり、持ち物に落書きされている。
- (ウ) 特定の生徒が発言すると、笑いや冷やかし等で屈辱を与える。
- (エ) 授業でのグループ分けの際、いつも決まって余ってしまう。

## ③昼食時・休み時間

- (ア) 食堂や教室以外で、一人きりで食べていることが多い。
- (イ) 自分の座席に他の生徒が座っていても、その生徒が退くまで無言で待っている。
- (ウ) 使い走りをさせられている。
- (エ) 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等に一人でいることが多い。

## ④その他

- (ア) 特定の生徒の席に誰も座ろうとしない。また、机やイスの周りにゴミが散乱している。
- (イ) 掲示物や黒板・壁等に中傷や悪質な落書きがみられる。
- (ウ) 不快な呼び名で呼ばれている。
- (エ) 自転車を倒されていたり、不自然に空気が減っていたり、パンクしていることがある。

### アンケート調査及び面談による発見

①いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 生徒及び保護者へのいじめアンケート調査を実施。 (年2回)
- (イ) 学級担任による、生徒・保護者からの聴き取り調査の実施。 (個別面談・三者面談)

### 生徒からの相談体制

#### ①学生・生徒相談室の活用

学園のカウンセラー（臨床心理士等）によるきめ細やかな相談助言。

#### ②学内相談員の活用

学園内に20名の学内相談員を配置し、生徒のさまざまな相談に対応する。  
また、学外相談員が週2回、ハラスメント相談室で生徒の相談にあたる。

※直接相談しづらい生徒に対しては、メールからの相談にも対応している。

《高校専用窓口》メールアドレス [hs.hotline@azabu-u.ac.jp](mailto:hs.hotline@azabu-u.ac.jp)

#### ③さがみはら若者サポートステーション（略称サポステ）との連携

「サポステ」とは若者の自立を支援する総合相談窓口である。高校生活での不安や将来についての悩みに対して、本校での訪問カウンセリングを行い、必要に応じて関係外部機関との連携を図れる。

#### ④いずれの相談窓口も、生徒のプライバシーには十分な配慮と以下の注意点を堅実に実施する。

- (ア) 親にも教職員にも話せない悩みに、専門家として適切な助言及びカウンセリングをおこなう。

- (イ) いじめと疑われる相談、通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有を図り、早期解決策を検討する。
- (ウ) いじめの防止のために、本校教職員はいじめ防止等の研修会へ積極的に参加し、校内研修を図り、いじめの撲滅に尽力する。

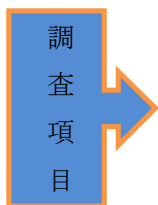
(3) いじめ早期解決

いじめの事実確認

- ①いじめを認知した教職員は、いじめ行為を止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、直ちに生活指導部、当該学年に連絡する。生活指導部は教頭に報告し、教頭を委員長とした、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ②いじめについて相談に来る生徒や、いじめの情報を伝える生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒には特に慎重な配慮を行う。

①聞き取り調査

- (ア) 当事者双方、周囲に居た生徒及び関係職員からの聞き取り調査を行い、詳細に記録する。
- (イ) いじめ防止対策委員及び関係教職員とで情報を共有し、状況を正確に把握する。
- (ウ) ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (エ) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。



- ①誰が誰をいじているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ②いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ③どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ④いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ⑤いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

②指導体制、方針決定

- (ア) 生徒に対する先入観を持たず、指導のねらいを明確に示し公平な立場で行う。
- (イ) いじめ防止対策委員会は指導方針を示し、すべての教職員の共通理解を図る。
- (ウ) 特別指導を含め、対応する教職員の役割分担を考える。
- (エ) 重大事態への対応には、「いじめ特別調査委員会」を招集し、関係機関との連携を図る。

(4) インターネット上のいじめ対応

インターネットや携帯電話による誹謗・中傷などのいじめが発覚した場合、学校の対応手順例

- (ア) 事実確認し内容を保存するとともに管理者の確認を行う。
- (イ) いじめを受けている生徒への対応
- (ウ) いじめを行っている生徒の特定に努める
- (エ) 保護者への説明及び連携



(オ) 関係機関と連携を図り速やかに書き込み等の削除依頼をする

①管理者へ削除の依頼をする

\*保護者が管理者へ削除を依頼することが望ましい

\*管理者とは、プロバイダやサービス提供会社と契約し、実際に電子掲示板などを作成・管理している者を指す

②直接、プロバイダやサービス提供会社に削除を依頼する

③トラブルが発生した場合は、警察等に相談し、連携を図る

(カ) 関係している学級や学年の生徒への指導

(5) 「情報モラル教育」を推進する

情報モラルについては、携帯電話やパソコンによるインターネットでのメールやブログ等を使った誹謗、中傷が起きないように、学年集会やHRをはじめ、教育活動の様々な場面で指導する必要がある。

①新しいいじめへの対応

(ア) 教職員自身も新たな手法に対応すべく情報を入手し、その仕組みを理解することが対応の第一歩である。

(イ) 情報教育や総合学習等の授業を通して、モラルの向上を意識した内容を取り上げるとともに、生活指導部による携帯マナー講習会を開催し、生徒の規範意識を向上させる。

②携帯電話の扱いについて

(ア) 本校から生徒及び保護者へ携帯マナー指導についての理解と協力を依頼する。

(イ) 使い方については家庭において約束ごとを決める。

(ウ) 保護者に対してマナー向上の啓発を促すような資料や情報を提供する。

③パソコンの取り扱いについて

(ア) 家庭でのパソコンの管理を徹底するように、保護者に呼びかける。

(イ) 保護者にフィルタリングソフトなどの活用を促し、有害サイトへの接続を防止するよう啓発する。

### 3. いじめ発見時の具体的対応

---

(1) いじめを見た又はその疑いがある行為（悪ふざけ）を見た場合は、直ちに生活指導部及び当該学年へ報告する。

(2) 生活指導部は緊急に会議を開催し、当該学年と共に状況把握及び事実の調査を行う。

(3) いじめの事実が確認された場合は、校長・教頭に報告する。

(4) 校長は必要に応じていじめ防止対策委員会【組織A】を設置する。委員会の構成は教頭（委員長）、生活指導部長、生活指導部員、学年主任、養護教諭とする。但し、必要に応じて第三者委員を校長が任命し、参加させることができる。（スクールカウンセラー、校内相談員、さがみはら若者サポートステーション、所轄スクールサポーター等）

(5) いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明を行なう。

(6) いじめ防止対策委員会がいじめと認知した場合は、同時に特別指導委員会を開催し、いじめを行った生徒への特別指導を検討する。

(7) 重大ないじめ（生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合）と認知した場合は、校長はいじめ特別調査委員会【組織B】を設置する。いじめ特別調査委員会は、校長を委員長として教頭、分掌部長、生活指導部、学年主

任及び養護教諭を委員とする。但し、事案内容により専門的知識及び経験を有する第三者委員を校長が任命し、参加させることが出来る。(警察及び福祉関係者、弁護士、精神科医等)

(8) いじめ特別調査委員会は、以下の重大事態として取り扱われるべき事案が発覚した場合は、校長のリーダーシップの下、速やかに理事長、監督官庁（県知事）及び警察等の関係機関へ報告する。

①生徒が自殺を企画した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤年間 30 日以上欠席している場合又は一定期間欠席連続して欠席している場合

⑥その他、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に該当する場合

(9) いじめ特別調査委員会は、いじめを受けた生徒及び保護者が希望する場合は、所見をまとめた調査結果の報告を行う。

(10) いじめ特別調査委員会の調査結果を受けて、特別指導委員会を開き、いじめを行った生徒への適切な指導を検討し、その保護者への助言を継続的に行う。

(11) いじめ防止対策委員会又はいじめ特別調査委員会は、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるために必要と認めるときには、教職員及び両保護者を交えて関係改善の為の対策を講じる。

(12) 事案によっては、保護者に説明する必要の是非を検討し、校長が緊急保護者会の開催を決定する。

#### 4. 改廃手続

---

このマニュアルの改廃は、校長が、理事長の承認を得て行うものとする。

(附則)

このマニュアルは、平成 26 年 3 月 26 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

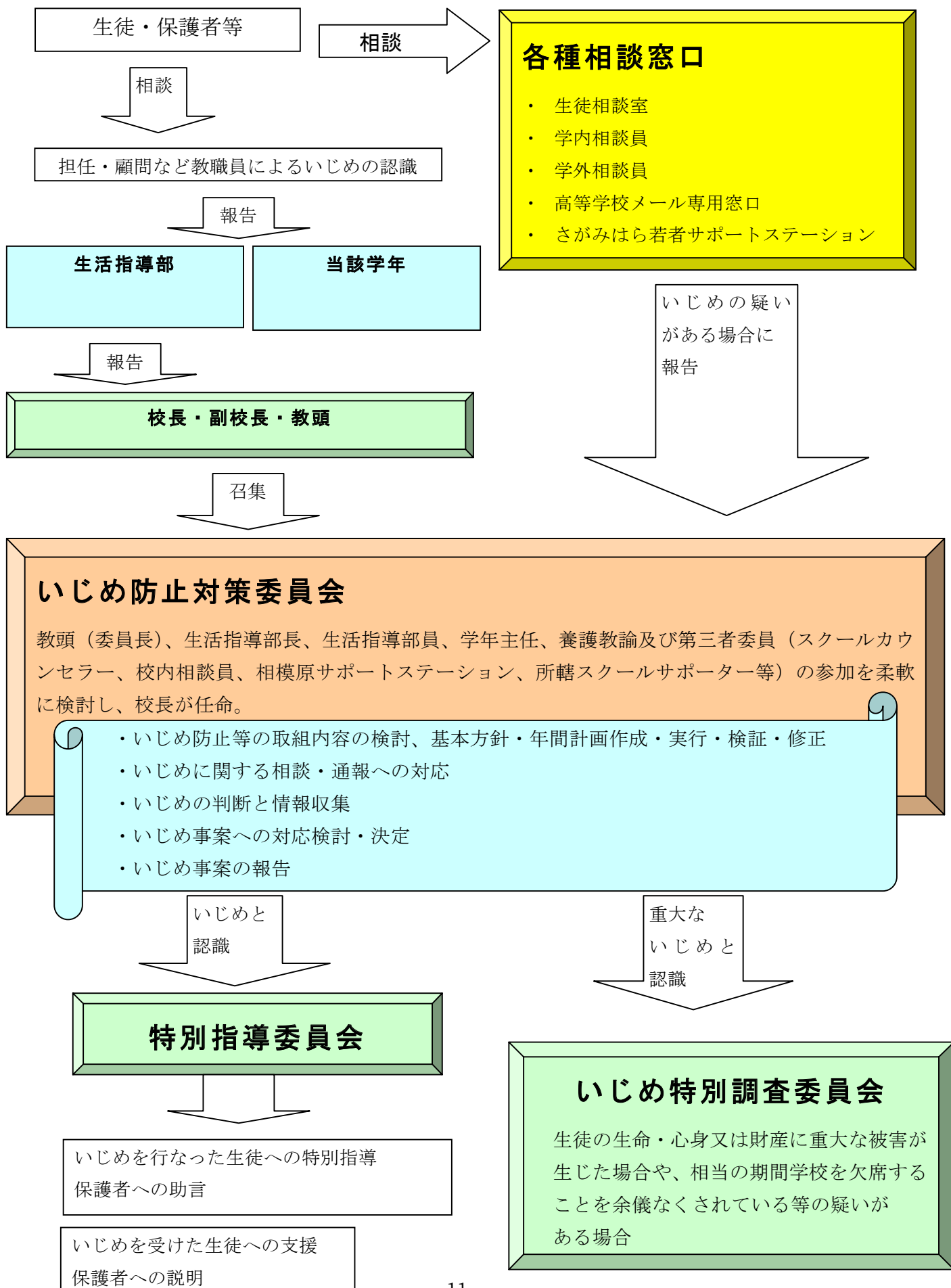
(附則)

このマニュアルは、平成 29 年 6 月 22 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

このマニュアルは、2018（平成 30）年 12 月 10 日に改正し、同日から適用する。

## 【いじめ防止対策委員会】



## 【いじめ特別調査委員会】

### いじめ特別調査委員会

校長（委員長）、副校長、教頭、分掌部長、生活指導部員、学年主任、  
当該クラス担任、当該クラブ顧問、養護教諭及び第三者委員

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する第三者委員（警察及び福祉関係者、弁護士、  
精神科医等）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ・発生したいじめ事案に関して調査し、実態を究明する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及び保護者に対する適切な状況報告を行う。

